

6月定例会

質 疑

6月定例会で提案された議案（6ページ参照）に対し、2名の議員が質疑を行い、不明確な点を問い、説明を求めました。主なものを紹介します。

審議の様子は、インターネット中継や会議録検索システム（8月下旬掲載予定）にてご覧いただけます。



議案第59号 加西市税条例の一部を改正する条例の制定について



三宅 利弘 議員
(21 政会)

問 今回の法整備により新規取得の固定資産税（償却資産）が3年間ゼロになるということですが、これまでの法律及び加西市独自の条例との違いについて。

答 本条例の根拠となる法律は、生産性向上特別措置法です。これは、今後3年間を集中投資期間と位置付け、その間に取得された設備投資に対する固定資産税を、市町村の判断により3年間ゼロまたは2分の1に軽減するといったもので、加西市では、ゼロにするため条例の改正をするもの

です。一方、平成28年度から開始しています中小企業等経営強化法による固定資産税の特例制度があります。こちらは、中小企業が取得する新規設備に対し3年間2分の1に軽減するものです。さらに加西市では、加西市産業振興促進条例による奨励金制度と企業立地促進条例による課税免除制度があります。今回の生産性向上特別措置法での固定資産税は、償却資産が対象であり課税免除対象が重ならない形で活用できます。また加西市の二つの条例も併用して活用できます。

問 各企業等への周知について。

答 3月15日付で加西商工会議所を通じ、会員企業に対し、制度概要パンフレットと固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明しましたという内容の文書を送

付しました。

問 市のメリットは。

答 3年間は課税が免除となり減収になりますが、減収分の75%は交付税で措置されます。また4年目からは、収入となり長期的に見ると増収につながり、さらに中小企業の支援や収益の向上、活性化にも寄与することから、大変よい制度であると評価しています。

■その他の質問項目

- ・ 議案第58号 加西市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第61号 加西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について